

社団法人 日本腎臓学会 定款施行細則

第2章 学術評議員

- 第4条 本会は、学術評議員を置く。定款第20条の評議員は、これと区別するとき法人評議員と呼称する。
- 第5条 学術評議員は、別に定める日本腎臓学会学術評議員推薦規定により推薦され、理事会、評議員会、及び総会の承認を受けて委嘱する。
- 第6条 理事会は、施行細則第5条以外に若干名の学術評議員を推薦することができる。但し、総会の承認を必要とする。
- 第7条 学術評議員は、定款第25条の評議員会に出席し意見を述べることができる。但し、議決には加わらない。
- 2 学術評議員は、定款第20条に定めた評議員を推薦することができる。
- 第8条 学術評議員の任期は5年とし、5年ごとに日本腎臓学会学術評議員推薦規定により更新する。但し、再任はさまたげない。

第3章 評議員の選考

- 第9条 本会は、評議員候補者推薦委員会を設ける。
- 2 理事会は、若干名の理事と評議員からなる評議員候補者推薦委員会を組織し、評議員候補者を諮問する。
- 3 評議員候補者推薦委員会は、2年ごとに評議員候補者推薦の公示を行う。公示は、選考年前年の12月を原則とする。
- 4 評議員候補者推薦委員会は、定款施行細則第11条に該当する推薦を受けた候補者の資格の審査を行う。
- 5 評議員候補者推薦委員会は、定款施行細則第9条第4項の中から専門的分野、地域及び学術的活動性などを勘案して、評議員候補者を理事会へ答申する。
- 6 評議員候補者推薦委員会は、定款施行細則第9条第4項のほかに、若干名の評議員候補者を推薦することができる。
- 第10条 定款第20条に定めたこの法人の評議員は、次の各項に掲げるもので、理事会及び総会の承認を受けるものとする。
- (1) 評議員候補者推薦委員会の推薦を得た者
- (2) 理事会で推薦を得た者
- 第11条 学術評議員から推薦される評議員は、次の通りとする。
- (1) 評議員候補者の資格は、学術評議員歴5年以上で、学術評議員1名の推薦者が必要である。なお学術評議員は、同時に3名までの候補者を推薦できる。
- (2) 推薦された評議員候補者は、選考年の2月末までに、所定の用紙に記載して評議員候補者推薦委員会へ届け出るものとする。
- 第12条 評議員の任期及び解任は、定款第17条及び18条を準用する。この場合、各条文中の「役員」を「評議員」に読み替えるものとする。なお、学術評議員の資格を失ったときは、その時点で評議員の資格をなくす。

第4章 役員の選考

- 第13条 本会は、理事候補者推薦委員会を設ける。
- 2 理事会は、若干名の理事と評議員からなる理事候補者推薦委員会を組織し、理事候補者を諮問する。
 - 3 理事候補者推薦委員会は、2年毎に理事候補者推薦の公示を行う。公示は、選考年前年の12月を原則とする。
 - 4 理事候補者推薦委員会は、定款施行細則第15条に該当する推薦を受けた候補者の資格の審査を行う。
 - 5 理事候補者推薦委員会は、定款施行細則第13条第4項の中から専門的分野、地域及び学術的活動性などを勘案して、理事候補者を理事会へ答申する。
 - 6 理事候補者推薦委員会は、定款施行細則第13条第4項のほか、若干名の理事候補者を推薦できる。
- 第14条 定款第13条及び第14条に定めた理事は、次の各項に掲げるもので、理事会及び総会の承認を受けるとする。但し、理事の任期が連続する場合は、3期までとする。
- (1) 理事候補者推薦委員会の推薦を得た者
 - (2) 理事会で推薦を得た者
- 第15条 評議員から推薦される理事候補者は、次の通りとする。
- (1) 理事候補者の資格は、評議員で、評議員1名の推薦者が必要である。なお評議員は、同時に3名までの候補者を推薦できる。
 - (2) 推薦された理事候補者は、選考年の2月末日までに、所定の用紙に記載して理事候補者推薦委員会へ届け出るものとする。
- 第16条 定款第13条及び14条に定めた監事は、理事会が推薦し、総会の承認を受けた者とする。

第5章 役員、評議員及び学術評議員の定年

- 第17条 定款第13条の役員、定款第20条の評議員及び定款施行細則第5条の学術評議員は、満65歳の誕生日を迎えた当該年度末をもって任期を満了する。

社団法人 日本腎臓学会 会費規定

1. 定款施行細則第36条の会員の会費規定は、次の通り定める。
2. 本会の会員になるには、入会金2,000円を納入しなければならない。
3. 本会の正会員の会費は、次の通りとする。
 - (1) 一般会員：年額13,000円
 - (2) 学術評議員：年額20,000円
 - (3) 評議員：年額30,000円
 - (4) 功労会員：年額13,000円
4. 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
5. 団体会員は、会費として年額13,000円を納入しなければならない。
6. 賛助会員は、会費として年額1口50,000円以上を納入しなければならない。
7. 会費の納入は、年1回とし、毎年度3月末日までに全額納入しなければならない。但し、新規会員は、入会時に会費を納入するものとする。
8. 本規定を改正する場合は、理事会、評議員会及び総会の承認を受けなければならない。

付 則

本規定は、平成6年1月28日から施行する。